

刑事弁護実務における弁護士・依頼者関係 —志布志事件の弁護活動の経験から—

本 木 順 也
(鹿児島県弁護士会所属弁護士)

【講 演】

〇はじめに

皆さんおはようございます。鹿児島県弁護士会の弁護士の本木と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。今日は、知っているおられる方もいらっしゃると思いますけれども、鹿児島で志布志事件といわれる選挙法違反事件があり、その事件の刑事事件の弁護人の一人としての体験を通じまして、皆さんに刑事事件における弁護人というのはどういう立場の者なのか、それを考える機会にさせていただければと思います。私もこの事件を担当しまして、刑事事件の弁護人というのはどういうことができるのか、ということに改めて考えさせられた事件でありました。では、よろしくお願ひいたします。

〇事件の概要

簡単ではございますがレジュメをご用意させていただきました。「刑事弁護実務～志布志事件から見えた課題」と書いてあるものが一枚と、事件の身柄の拘束の関係について一覧表にしたもの、これをお配りしていると思います。

まず、このA4の「刑事弁護実務」と書いてある書類ですけれども、ここの最初にですね、志布志事件とは、とご案内しております。ここに書いてあります通り、志布志事件というのは、公職選挙法違反事件、これは現金買収・事前運動事件なんですけれども、この公職選挙法違反事件に関しまして、被告人全員、当初は13名おられたわけですが、公判中に一名お亡くなりになりましたので、その場合公訴棄却になるという刑訴法上の規定があり、それによりまして、鹿児島地方裁判所が、一名を除く12名全員を無罪とする判決を言い渡した事件であります。

この事件は、最初に起訴された年月日が平成15年の6月3日、そのあと追起訴に追起訴を重ねまして、最終的に12名全員の無罪判決が言い渡されたのは平成19年の2月23日でありました。このように志布志事件は、裁判を長期間強いられた事件だったとすることができますと思います。

レジュメにはこの事件の起訴された事件の内容を、公訴事実の内容というこ
とで書いてあります。これは、平成15年4月13日施行された鹿児島県議会議員
選挙におきまして、候補者である方がですね、志布志町内にある、あるお宅で
平成15年の2月上旬頃から3月下旬頃までの間に、合計4回に渡りまして選挙
会合を開き、その会合の場に集まった参加者たちに対して現金を配ったとされ
る、現金買収・事前運動事件であります。今申しましたように、4回に渡って
いわゆる買収会合事件が開かれたとされる事件なんですけれども、便宜上、1
回目会合事件から4回目会合事件というふうにネーミングされていました。

1回目会合事件というのは、ここに書いてあります通り、平成15年の2月上
旬頃にそこにお集りになった選挙人の6名に対して、現金6万円を供与したと
いう事件であります。

2回目会合事件は、その後である同年2月下旬頃に同じく6名に対して現金
5万円を供与したという事件であります。

3回目は3月中旬頃に5名に対して現金5万円を供与したという事件です。

最後の4回目の会合におきましては、3月下旬頃に10名に対して現金10万円
を供与したという事件であります。

○法律上の問題点：アリバイの認定

これをご覧になっていただくと分かるとおおり、我々弁護人としても、まず時
期が特定されていないと、2月上旬頃とは何日だと、時刻も特定されてないわ
けです。しかしながら、4回の会合についていずれも共通しているわけですが
れども、一応多数の方が参加して一定の場所にお集りになって現金が配られた
という形式での公訴事実でありますから、本来時刻が特定できないとかですね、
日付が特定できないとかいうことは、そもそもそれ自体不自然ではないか、と
いう考え方が我々弁護人の間では一般的でありました。

ただそれはですね、現時点で、すなわち無罪判決が下された現時点では声を

大にして申し上げることは出来ずし、また、当時、最初申し上げました通り、これは追起訴に追起訴を重ねてなされた事件なんですけれども、裁判を進めている当時において、一時裁判所におきまして、時期は特定されているのかと、検察官においては時期を特定すべきではないのか、日付を特定すべきではないのか、というふうな釈明を弁護人の側で求めたこともありました。

しかし実際その時は、残念ながら特定をしなかったという問題があります。公訴事実における年月日の特定の程度につきましても、皆さんご存じだと思うんですけども、一応今回のこの事件におきましても、この程度の特定で十分であると、当時は裁判所からおっしゃられてしまいました。よって公訴事実自体が不特定であるから公訴棄却を求める、という弁護の活動をなされた方もいらっしゃるかもしれませんが、残念ながらそれに応じて検察官が釈明をしたこともなかったし、裁判所から、検察官どうなんですか、明らかにして下さい、という申し出があったということもなかった。検察官がこれによって応じたことも勿論なかった。こういう実際の流れでもありました。

したがって公訴事実の特定の限度という、特定をどの程度までする必要があるのかという理屈の問題はありまして、その理屈によると、もしかしたら当時の裁判所の対応、それから検察官の対応、それは正しかったのかもしれないんですけども、しかし、具体的な今回の事件の内容に照らすと、それで良かったのかどうか、という問題は残るのではないかと思います。

この後申し上げると思いますが、この無罪判決の、やはり一番大きな無罪の理由というか、柱になっているのは、4回の会合があったうちの1回目と4回目について、現金を実際に配ったとされるご本人のアリバイが成立しているということが一番の大きな柱になっています。そうしますと、アリバイというのは、日時が特定できて初めて観念できるものですから、1回目会合事件は何月何日何時頃から何時頃まで開かれましたというのが前提としてあって、それを前提とするのであれば、同じ日時・時刻にこの方は別のところにいましたね、という訴訟活動、立証活動が初めて可能になるわけです。したがって我々弁護人としても、アリバイを主張するにあたって、まず前提となる検察官がおっしゃっている1回目会合事実から4回目会合事実の年月日時刻はどうなんですかということを確認していただかないと、それに対する抗議ができないわけ

ですね。例えば、2月10日です、とおっしゃっているのに、2月7日のこの人の行動はこうでした、と言ってみても意味がないわけですね。

そういう意味でこの事件に関してではありますけれども、実際にアリバイを主張するにあたって、どの時点でアリバイのことを言ったらいいのか、というのは非常に我々弁護人としても悩ましいところではありました。2月上旬頃と言っている最中にアリバイのことを言っているのかどうか、というところですね。検察官は2月上旬頃とそれ以上は釈明しない、裁判所も求めない、その時に我々弁護人として、実は2月上旬頃にあたる2月7日にこういう行動がありましたよ、と、これはアリバイじゃないですか、と言った時に、一つ懸念されたのは、2月7日を仮に立証できたとしても、じゃあその前後はどうかというと、特定されていないんですよ。2月上旬頃としか言われていませんので、というふうに裁判所から言われるんじゃないか、そういう懸念が一つ。

それから当然この事件を起訴するにあたっては、検察庁としては候補者ご本人の選挙活動の内容、つまり2月上旬頃から3月下旬頃までのどういう選挙運動をしたのかということは風潰しに調べているはずなんです。そうしますと例えば我々が主張しようとしているアリバイのことを、もし先行して、公訴事実が特定される前に、年月日が特定される前に申し上げた時に、それを潰されるのではないかという懸念です。すなわち我々がアリバイとして主張しようとしている主張を明らかにした場合に、捜査機関がその関係者たちに働きかけて結局アリバイの立証を不可能にしてしまうのではないか、という懸念もありました。そういうことでありまして、アリバイの主張立証に関しても非常に勉強になったというか、頭を悩ませる事件ではありました。

ここに、一応1回目会合事件につきましては、平成15年2月上旬頃の後に、公判の途中で括弧して、2月8日と釈明、と書いてありますね。それから4回目会合事件につきましては、公判の途中で3月24日と釈明、と書いてあります。この釈明の時期でありますけれども、公判がだいぶ進んだ後、第42回公判期日、第1回が平成15年の6月3日に起訴された事件に関して開かれたことからすると、だいぶ後になってからようやく特定されたという経緯がありました。このような特徴をもっていた志布志事件ではありましたが、弁護人の一人として関与させていただいた経験に照らしまして、時系列に沿ってお話しするのが一番

いいのかな、と思ひまして、これからは時系列で申し上げたいと思います。

○志布志事件の弁護活動の状況（１）

まず、私が最初にこの事件を担当することになったのは、当時は平成15年ですから、私が鹿児島総合法律事務所というところに勤務弁護士としている時に、ボスの井上弁護士のところに依頼のあった事件に関して、井上先生と私と一緒に弁護人を務めるという形になったのがきっかけでした。

今申し上げた通り、場所が志布志、鹿児島市内から車で参りますと、ゆっくりいけばやっぱり2時間は優にかかるところです。したがって、まず話を聞きに行くために、日々の業務の中で時間をこじ開けるのに苦労した記憶があります。志布志ですので往復するだけで半日つぶれるのはほぼ間違いのないわけですね、したがって井上先生としても私としても、到底二人では対応できない事件ではないかという感覚は持っていましたが、当時はご本人もしくはそのご本人の周りの関係者からのみ話を聞くことしか内容としては分かりませんでしたので、ただただ毎日とか3日にいっぺんとか話を聞きに行くようなことが精一杯の弁護活動だったなと思います。

お配りした書類の中に、身柄の関係の一覧表を差し上げていると思いますけれども、特に初期段階における弁護活動の中で着目していただきたいのが、一番左側の方ですかね、4月や5月の月上旬位までの間、紫で潰してある部分ですけれども、正確であるかどうか問題もありますが、現時点の資料を元にして作った、任意同行されて苦しめられた日数についてのプロットなんですね。一番上の方が一番最初に逮捕されているんですけども、4月22日です、しかしその前、4月18日から18、19、20、21と連続して取調べられていることが現時点で分かっています。当時私が弁護人を務めていたのは、上から6人目の方で、この方は5月13日に6万円口、すなわち公訴事実との関係では第1回目の会合事実で5月13日に逮捕されているんですけども、そのはるか前の4月20日の段階で2度取調べを受けています。その後体調を崩されて入院されています。

そういう逮捕される前の、いわゆる任意捜査段階における取り調べ、任意同行の状況など、現時点では問題であったのではないかというふうに我々としては考えているんですけども、当時この4月の段階で我々が話を聞いて対応す

ることといったら、その方から若しくはそのご親族の方から話を聞くこと位しかできないんですね。今こういうふうな志布志無罪事件として大きくなって、私がお配りした表のように関係者の身柄はこういうふうになってました、当時は任意同行はこの日からされてました、逮捕はこういうふうに一斉に、例えば5月13日に一斉にされてますね、とか、6月の3日には起訴されてますね、6月の4日には更に逮捕されてますね、これは一斉にされてますね、ということが後からみればこういうふうに分かるんですけど、当時は、私と井上先生が受けていた方は上から6番目の方だけでありますので、その他の方と接触したこともなかったですし、その他の関係者の方からお話を具体的に聞くということもできない、そういう限られた情報の中でどうしたらいいのか、という問題が大きくなりました。

依頼されている方からすれば、全然私には身に覚えがないのにどうしたらいいんですか、と、こういうふうに聞かれるわけですね。それに対して我々弁護士としてはどうやって答えたらいいんだろうか、という大きな問題がありました。

それからこの大隅半島の志布志山間部、と言って差し支えないと思うんですけども、にお住まいのこの方たちは非常に純朴な方たちで、皆さんのように法律を勉強して理屈がパッパッパと分かるという方たちでもないわけですね。非常に純朴で素朴で、特に警察に対して厚く信頼を寄せている方たちであったわけです。普通警察に対する認識というか、国民市民が警察に寄せている信頼というのは大変厚いものがあります。警察の方が悪いことをするはずがない、例えば今回の方であれば、私は何も悪いことをしていないのであるから、きちんと説明をすれば警察の方は絶対分かってくれる、こういう素朴な、私は正しいと思うんですけど、感覚の持ち主たちなんですね。そういう方たちから警察は話を聞くわけですけど、ちょっとお話を聞かせて下さいというふうに申し上げて連れて行って長時間取調べをするわけですね。その取調べの中身というのは、現時点では今までの話を聞くなかでこういうものでなかったんじゃないかと、おぼろげながら分かりつつあるように思うんですけども、それを録画しているわけでもないですし、実際のところは闇の中なんですね。当然警察の方たちはきちんと取調べをしましたよ、と、言い分もきちんと聞いて懇切丁寧

に信頼関係を築きながら話をしましたよ、とおっしゃるわけですが、しかしその方にとっては決してそうではないわけですね。

私は現金6万円なんか貰ったはずはありません、貰ってません。現金6万円と言ったら非常に大金ですね、そんなもの貰うはずはありません。買収会合があったと言われてますけれども、そういった会合も知らないし私は行ってないんです、と、捜査側からすれば完全否認ですよ、そういうお話をされた時に、では弁護士とすればどうするか、といった問題がやはり一番頭を悩ませました。

皆さんだったらどういうふうにお話しするでしょうか。その依頼者の方は簡易郵便局長まで務めている聡明な女性の方でした。警察に対する信頼も寄せておられる方で、その警察の方から、もう証拠は揃っているんだ、と、他の人は認めますよ、と、あなた否定しても通りませんよ、こういうふうに言われた場合に、しかしながらその人は、そういった事実はありません、どうしたらいいんですか先生、というふうに言われるわけですね。

我々としても、当時はその方のお話いただく内容がベースになって、それ以外に実際当時の捜査がどういうふうに行われているのかとか、どういうきっかけでこの捜査が始まったのかとか全然知らないわけですね。知るすべもないわけです。ほかの関係者が誰なのかとか、その方が今どういう状況にあるのかとか、そういうことも一切分からない。そういう中で依頼人の当然とも言える切なる訴えに、どう対応していったらいいのかというのは本当に悩んだ日々でありました。

当然のことながら、ご本人が、そういった事実はありません、とおっしゃっているわけですから、ぜひそれを貫きましょう、ということに尽きるわけですね。やってないのであればやってないと、きちんと行っていきましょう、我々も弁護しますからぜひ頑張ってください、と、こういうふうに言うのが根本ですよ。しかし、それでその方の納得が得られるかどうかという問題と毎日格闘するとか検討しなければならぬ毎日であったな、と思います。

特に逮捕された後は、身柄は拘束されているわけです。それでほぼ四六時中取調べを受けている。したがって言うてみればずっと一緒にいるのは警察官、刑事さんなんですね。その合間合間に、私や井上先生が面会に行くと30分話したり1時間話したり2時間話したりということでもありますけれども、我々とし

ては鹿児島市から志布志に行って30分、1時間若しくは2時間話を聞いて帰ってくるということで、当時として精一杯の対応をしました。

しかしよく考えてみると、今申し上げましたように、時間の長さからすれば、その方は、我々が面会に行き話をする30分ないし2時間以外の時間はほとんど刑事さんと話をしているわけなんですね。しかもその前提として、その方を含む普通の国民の一般市民の方は、警察の方に対して厚く信頼を寄せている、という現状がある。そうすると、我々は依頼者からの依頼を受けて信頼関係を保ちながら仕事をしないといけないわけなんですけれども、その信頼関係を築くことができるのかどうかということも非常に悩ましい問題ではありました。身柄拘束をされている方の立場からすれば、たまに鹿児島からやってきて30分、1時間程度話をしていく人がいる、という程度の認識かもしれないわけですね。それ以外はほぼずっと刑事さんと話をしている。それは取調べという名の下での同席なわけなんですけれども、しかし我々が簡単に思うように、取調べが常に追及的、つまり怒鳴り散らすとか机を叩くとか、そういう一本調子のものではおそらくないと思うんですね。

その中身は伺い知ることができませんけれども、刑事さんはこの仕事を生業としているわけですからプロですよ。やはり相当な技術を持っておられると思いますし、長い時間一緒にいれば、どうでしょうか皆さん、どちらを信用しますでしょうかね。弁護士なんかたまにまた来て話をしているけれども、あんな奴はあてにならんよ、と、我々の話を聞いた方が早く家に戻れるよ、こういうふうに言われた時にどうだろうと思うわけですね。

そういう点からしても、当時我々ができることからしてどうだったのかという点から振り返ってみても、精一杯のことをしたのではないかと思っていますけれども、しかしその依頼をしてくださった方の立場からみると、弁護士という地位はあるわけですが、それだけではなかなか信頼関係をずっと保ち続けることは難しかったのかもしれないな、と。

現にこの方につきましては、当初は、おっしゃっている通り、ずっと否認を続けて下さいました。6万円貰っていませんし、会合にも行っていません、と。否認を貫いて、ご自分の信念を貫いていただいていたけれども、一時だけやはり心が折れてしまったという時がありました。自白調書を作ったという

ころまではいいませんが、申述書とって、読みようによっては逮捕事実を認めるかのような文章を作ってしまった時期が一時ありました。その方の当時の心境を考えると、やはり大変なストレス、どういうお気持ちだったんだろうかな、ということを考えざるを得ないと思いました。

しかしその後も、我々の立場からすると何とか盛り返して、そのままダダダッと自白調書を巻くわけではなくて、否認に転じるというか、当初の言い分通り主張を貫くことはできた方ではありましたが、しかしその方はたまたまそうであっただけであって、残念ながら逮捕事実について内容を認めてしまった方もいらっしゃったわけです。

関係者がこれだけいらっしゃいますので、関係者それぞれにつきまして弁護人がいたと思うんですね。長く付いていなかった方もいらっしゃいましたが、大体は弁護人がついていう状況ながら、弁護人と依頼者との間の信頼関係をまず作って維持し続けるというのは、本当に大変です。特に、人質司法というふうに言われているこの国の刑事裁判のシステムからすると、身柄を取られている以上はなかなか我々のことを信頼しきれない、そういう現状があるのではないかな、と心配せざるを得ないわけです。また、やってないのに何で身柄を取られているんですか、という素朴な質問に、なかなか説得力を持ってその方の納得を得る弁護活動、話し方、説得力だと思んですけど、なかなか思い浮かばなかったなあという実感があります。

今申しましたように、受任してからその方の信頼関係を得てそれを維持していくというのが非常に難しいんじゃないかな、というのを経験できた事件でした。それは、我々弁護士だからあなたのために頑張りますよ、ということで仕事をするわけですけども、それだけではなかなか難しいんじゃないかな、ということを考えさせられた事件でした。

○刑事弁護実務の実際：否認事件の難しさとやりがい

皆さんもし合格されて弁護士になれば、刑事事件をされない先生って一握りだと思うんですね。刑事事件は醍醐味だと思うのでぜひされて欲しいんですけど、国選でも私選でも選任されて挨拶に行くわけです。まず自己紹介から始まると思うんですが、おそらく全然違う人生を歩んできた二人が、例えば拘

置所で会う、警察の代用監獄で会った時に、どういう姿勢で臨むのがいいのか、その人の自分に対する信頼を持ってもらうにはどうしたらいいのか、ということは、なかなか本で勉強しても書いてあることではないですし、各人各人の全人格でぶつかっていただかないんじゃないかなと思います。

特に否認事件なんかの場合はそうですね。自白事件の場合は、犯罪を犯してしまったわけですから、それを繰り返さないためにはどうしたらいいんだろうか、という次のことを考えた話し合いなどができると思うんですけど、否認事件の場合は、身に覚えのないことで身柄を拘束されていて、しかも刑事さんたちからは自分の言い分を全く聞いてもらえないという状況であるのがほとんどだと思います。そういう苦しい状況の中で、ポツと来た弁護人が何を話すか、最初どういう話をするのかというのは、まあ最初だけではないと思うんですけども、その後どういう態度で接するのかということは、結構その方にとっては、この弁護人信用できるのだろうかどうか、ということ判断する上で、非常に重要なのではないかなと思います。

そういう意味では、本に書いてある通りの説明をすればいいとかいうわけではないので、非常に面白い、と言ったら不謹慎かもしれませんが、人を相手にした仕事のひとつの醍醐味じゃないかなと。それぞれの全人格をかけてその人の人生に関わっていく仕事なので、ぜひその辺はやりがいのある弁護士の仕事をぜひ頑張って1日も早くなっていたきたいな、と思います。

○志布志事件の弁護活動の状況（2）

それから今回は、被疑者・被告人となった方が1名ではありませんでした。たくさんの方がこの一覧表の通りいます。ご案内の通り、各人それぞれ弁護人が付いていたと思います。そうすると、その弁護人との間でどういう話し合いをするのかしないのか、するとしてどこまでするのか、というのは、やはりこの事件では非常に考えさせられた事件ではありました。

ご自分の主張を貫いて否認をずっとしている人もいました。かたやあまりに厳しい過酷な取調べに認めざるを得なかった方も複数いらっしゃいました。

そういう、いわゆる自白してしまった人の弁護人と、否認を貫いている人の弁護人、この双方が情報を交換していいのか、という問題をこの事件を担当し

て考えさせられました。それは捜査機関の側からすれば、当時どう考えていたか私は知りませんが、一応自白をしている人が真実なんだと、つまりこの事件はありました、という前提で仮に捜査をしていたとすれば、否認している人はうそを言っている人、うそを言っている人の弁護人が本当のことを言っている人の弁護人と話を合わせて、もし本当のことを言っている人、つまり自白をしている人にうその話をさせる、つまり否認させるような話をしたらどうなるのだろうか。弁護人が各人それぞれ情報を持った上で情報交換することによって真実から遠ざかるのではないかと、本当は事件があるのに弁護人がつくことによってみんなひっくり返されていって、真実が隠されてしまうんじゃないか、こういうふうには捜査側がもし考えたとした場合に、我々としては非常に心外なわけですが、どこまで活動できるのかという問題がありました。現に今回の事件は、おそらくそういう考えであったんだろうと思われるわけですが、そういう考えがあったのではないかという前提で、我々と依頼者、身柄拘束されている方の、面会の状況、接見の状況が、後日詳細に取調べられるという事態が起きました。その結果、我々が面会に行くと、捜査側からすれば、本当は事件があったのに、なかったことにしなさいと、そういうふうには話さないというように弁護士から言われました、という内容の調書が多数作成された事件でもありました。

これは結局違法であるということで国家賠償を認められて確定しましたけれども、それは今、けしからんということで声高に言うことは可能なんですけれども、理屈としては違法だということで間違いないと私も考えておりますが、当時としてはどうだったんだろうか、ということですね。

当時弁護人として接見に行くと、アドバイスをするわけですね。その方は、私はやってませんと、先生やってないんですけどどうしたらいいんですかと。じゃあやってないんだったらその通り話さないで、その通り言わないとだめだよと話をするわけですね。もしあなたが真実に反して認めてしまう供述をすれば、それがまたひとつの証拠になって他の人の有罪の証拠になりますよと。そういうこともあるし、ご自分がやってないであれば、やってないことをご自分で認めるというのもそれはご自分の良心に反することですよと。当時面会した我々として考えられる限りのことを話して説得するというか説明をする

わけですね。

それに対して面会が終わり、その後取調べが再開するわけですが、誰々さん、さっき弁護士が面会に来たけれども、何を話してきたのね、とこう聞くわけです。これはこれで話さなければ問題なかったわけなんですけれども、今回の場合は話してしまったというか、それ位ある意味では捜査官の側との関係が築かれてた。それを信頼関係とは言いたくないですけれども、刑事さんと取り調べられる方との間の弁護士との面会状況を話せる位の、もしくは話さざるを得ない位の関係があったんだろうな、ということなんです。それで話をして弁護士の先生はこういうふうに言っていましたよ、とこういうふうに言うわけですね。それをもって刑事さんは弁護士が否認をそそのかしているというふうに考えられて、その旨の供述調書を作成をしたと。それを裁判で証拠として請求してくる。こういう事態があったわけです。

現時点で当時を遡って考えれば、接見交通権、秘密交通権と言いますけれども、それを侵害するような行為は違法だということで一笑に付して終わりなんですけれども、当時として何でそういうことをするのか、ましてや調書まで作った上で証拠として裁判所に対して請求してくるわけですね。それはどういう証拠としての価値があるのか、私も今もって疑問なのですけれども、かかる証拠請求に対する裁判所のご判断というのも、当時明確になされたものではなかった。その秘密交通権がどういう権利性を持っていて、それが一切制約できないものなのかどうか、制約できるとしてどの程度の制限ができるのかどうか、という議論自体なかったのであります。やむを得なかったのかなあと思いますけれども、当時我々としては、言ったことがそのまま取調官に筒抜けであるという状況で弁護活動をせざるを得なかったということなんです。

そういう中で、また戻ってしまいますけれども、信頼関係を作っていく、もしくは、その方が最初におっしゃった、こういう事件はないんですよ、というふうにおっしゃったことが真実であるとすれば、その真実を裁判で明らかにするためにはどうしたらいいのか、非常に悩ましい問題が次々と出てくる事件がありました。

その他に、こういう否認と自白が人によって交錯している事件でありますから、皆さん勉強されているとすれば、いわゆる2号書面の請求が認められるの

かどうか、いわゆる322条の不利益陳述にあたって証拠請求された場合にあって証拠請求された場合に取調べられるのかどうかとか、そういうことは裁判の中で我々弁護団としても検討して勉強した、そしてきちんとした書面を出すということはしました。

ただその時には相当程度審理も進んでおりますし、書類も証拠として取調べ請求された事件につきましては、事前に弁護人に開示されますから、どういう証拠なのかということもある程度こちらとしては理解できることで、それを前提に書類を作るだけの話なんですよ。それはそれで簡単といったらあれですけども、作業としてはやりやすいわけです。しかしそういう受験勉強時代にした、いわゆる相反性がどうなのかとか、特信性がどうなのか、不利益陳述というのはどういうことか等、そういうことを文字化して裁判所に主張するという作業とは別に、やはりご本人たちとの信頼関係を築く又は継続していくにはどうしたらいいのかということを、皆さんも実務に就かれたら一番頭を悩ませることなんではないかなと思います。

そういう意味で今の受験勉強の苦悩とかそういうものが、すべて自分の血肉となって皆さんの人格を形成されていくと思うんですよ。そこから出てくる一言一言が、被疑者・被告人の面会の時に彼らの胸を打つというか、共感を得られるということなんではないかと思うんですよ。何条にこう書いてありますよね、だから頑張りましょう、と言っただけでは絶対誰も信用してくれないですよ。接する時間も短いですし、そこで接するまでは赤の他人同士ですよ。ですからそういう人間関係を構築していくということが、弁護活動をする上では非常に重要なんだな、ということをも勉強させられた事件ではありました。

○人質司法の実態

人質司法ということを上記で申し上げたので、一覧表の方をご覧くださいと、右の方に保釈と書いてあるところがあります。上の方から順番に言うと、8月14日に保釈、その次の方は8月7日に保釈、その次の方は8月21日に保釈、この方たちは他の人たちと比べれば割合と早い時期ですよ。第2段階でいいますと、11月13日、11月14日にダダダダッと保釈されてますね。これでもって、ほぼお金を貰ったとされる人たちは保釈されました。しかし、下の方に、保釈却下っ

で書いてある人がいると思いますが、お金を貰ったとされてる人たちは遅くとも11月13、14日位には保釈されているわけですが、配ったとされてる側は同じ時期に保釈請求しましたけれども却下されてます。そしてこの方たちはその後しばらく身柄を拘束されてました。

最終的に一番長く身柄を拘束されて保釈された方は、何と390日以上です。395日だったと思いますが、1年以上ずっと身柄を拘束されて。これ、人質司法の所以ですよ、と、今では声を大にして言えるわけですけど、当時は必死だったわけですね。

これ何で保釈が却下されるかという、おそらく検察庁が反対するからなんですね。保釈請求しますと、求意見といって、裁判所から検察庁に対して、保釈請求が出ましたので意見を下さい、ということで意見を聞くんですね。それでその問い合わせに応じて検察官が裁判所に意見を回答するわけです。それが、保釈不相当、という意見だったから保釈は却下されたんですね。同じ事件ですよ。4回会合が仮にあったとして、配った側と貰った側、それぞれ同じ場所において、お金を貰った、配った、ということで起訴されて、貰った方はほぼ全員11月13、14日位までに保釈されているわけですね。罪証隠滅のおそれなし、逃亡のおそれなし、と。しかし配った側は保釈は却下します、と。罪証隠滅のおそれあり、と。この考え方はどうなのかと。

89条の権利保釈の解釈で色々ありますけれども、なかなか裁判所を説得するのは本当に難しかったです。地方裁判所に保釈を請求して、認められて、検察官が抗告します。抗告しますと、福岡高裁の宮崎支部に行くわけですけど、宮崎支部まで面会に行くと、かくかくしかじかで、検察官抗告されてますが抗告は却下して下さい、もう出して下さい、と申し上げるわけですが、残念ながらほとんど聞く耳を持ってもらえなかったですね。そこでも人を説得する技術ということはどうなのか、ということを考えさせられた事件でありました。

一応審理の進み具合であるとか、今後の審理の予定であるとか、そういうのは裁判所の頭に入っておられるし、今回の事件の証拠構造がどういったものなのか、すなわち、残念ながら自白してしまった方、自白を強いられた方たちの自白調書が相互にもたれかかっていると、相互にそれぞれの自白調書を補強している、というような証拠構造であったと理解しているわけですが、それ以外

に、今回のように買収会合が開かれて多額の金が配られたとされる原資については、客観的な証拠は何一つない、そういうような証拠構造の下で、審理の進み具合、それから審理の予定に照らして、保釈を認めない理由ってあるのかどうか。

我々も複数で高裁に行って直談判したわけですがけれども、残念ながらほとんど認められなかった。最終的に395日と申し上げましたけれども、その時には地裁で保釈が認められて、検察官が抗告をして、高裁にいて、高裁が抗告を棄却して、それでめでたく保釈できたわけですがけれども、その時も、権利保釈じゃなくて裁量保釈だったんですね。つまり、罪証隠滅のおそれあり、だけど裁量で保釈しますよ、というお涙ちょうだいな決定だったわけです。その時点においても、なお罪証隠滅のおそれありと言うのはどういうことなのかということ、今後人質司法はいけないと言っている我々の立場からすると、検討して勉強していかなければいけない課題なのかなと思います。

その他、刑事訴訟法で規定している、勾留理由開示の制度なども皆さん駆使されてました。勾留理由開示というのはどういう手続きがされるか皆さんお分かりでないと思うんですが、私も今回この事件で初めてしたわけですが、勾留理由開示を申し立てると、公開法廷ですということになっていますから、裁判官がいて検察官がいて弁護人がいるわけですが、勾留理由開示の手続きを始めます、ということになって、弁護人は意見書の通りですね、と。こういう理由で勾留理由を明らかにされたい、とあらかじめ文書で裁判所に提出しているわけですが、意見書の通りですね、はいその通りですと。裁判所としては、検察官何か意見ありますか、いいありません。裁判所としては一件記録を検討した結果、勾留の理由あると考えます、終わり、これだけなんです。これおかしくないですかね。

一応憲法34条で「何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、弁護人に依頼する権利を与へられなければならない、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない」とあります。まあ示していると言ったら示しているのかもしれないですけど。

しかし、特に勾留理由開示を求める側の立場からすれば、なぜ身に覚えのな

い事件についてかくも長期に渡り身柄を拘束されているのか、それを公開の法廷で明らかにして下さい、という手続きなんですよ。それにもかかわらず一件記録によれば罪証隠滅のおそれありと考えました、とかね。一件記録によれば勾留理由あると考えました、ということでは困るんですね、弁護士としては。ただそれが違法かっていうとそうでもないのかなど。とすれば我々とすればどういう対応を實際上取らざるを得ないのかということですね。法律上違法なのかということその場で議論しても、なかなか成果が得られないというのが実際だと思うんですね。

最終的に有効か無効か決めるのは、裁判所で判決で示されるわけですね。判決の段階でどうのこうのということを裁判所がおっしゃって下さるわけですが、その前段階では難しいことを言ってもしょうがない現実があります。したがってこの勾留理由開示の手続きでも、我々としてやるべきなのは、一応公開の法廷ですからみなさん見ているわけですね。例えば勾留されている方のご親族なんかは、何でうちのお母さんが拘留されているのか裁判所に説明してもらいましょうということで見に来ているわけですね。だから、その方たちに対する納得を得る、その方たちに対する現時点での弁護活動の内容や問題点を明らかにするという意味でも、意見書を書いて事前に裁判所に出すというだけではなくて、その場でいっぱい言わないといけないと思うんですね。この事件はこういう事件でこういう問題点がありますと。これに対しては証拠上どうなっているんですかと。勾留理由開示の手続きの中で、その一件記録によれば、ということだけではなくて、具体的な勾留の理由を判断する捜査資料というのはどういうものがあるんですかと。それは一体信用できるものなのですかと。そういうような、立場を変えればパフォーマンスみたいなことになるのかもしれないですけど、しかしそういう決められた通りの手順を踏むのではなくて、實際上依頼を受けている方、もしくは自分が面会をしてその方の言うことが本当だと、この方を助けたいと思うのであれば、その方の立場にたったその方の理解を得られるような活動の仕方というのを、法律の範囲内でできるだけしていくという工夫が必要なのかなということを感じた事件でもありました。そういう勾留理由開示の進め方というのはおそらく一般的だと思うんですね。裁判所が勾留理由開示の法廷を開く際にどういうふうにやったらいいの

かというのは、裁判所はノウハウがありますから、こういうふうにするんだよ
ということは、事前にレクチャーなり頭に入れた上で臨んでおられると思います。
その通り乗っかるのではなくて、そもそも事前に書面を出す必要があるか、
という問題もあるわけですね。そんなこと法律、規則には書いてないわけです。
出してあげるのはサービスとしていいとしても、それで、弁護人は意見書の通り
ですね、と、はいその通りでございます、以上、というのでは、なかなか憲
法が定めて、法律上も制度化されている、勾留理由開示の制度を使ったご本人
の納得というのが得づらい事件だったかなあ、というのを経験できた事件であり
ました。

○志布志事件に見る刑事弁護の課題

レジュメには、課題①、課題②、課題③とってそれぞれ項目を挙げました。
この項目を挙げた趣旨は、無罪判決が下った現時点で遡って考えれば、課題①
任意捜査段階における問題点ってありましたねと、これ任意捜査って言えるん
でしょうかと、強制捜査段階における弁護活動、接見が取調べられました、こ
れ問題ありますよね、これは言えることは言えるんです。ああいう弁護人との
関係でどこまで情報を共有していいか、いや悪いんじゃないかという話もある
わけですね。いいんだろうか、悪いんだろうか、少なくともこの事件を進める
上ではどう考えても情報交換すべきだった事件ですね。でもそれは今だから分
かる。

課題③の公判段階における弁護活動も、身柄の問題について、これ保釈を認
めないのはおかしいですよ、と、これ今は言えるわけですよ。公判が長期
化しましたねと。最初に申し上げた公訴事実の年月日自体特定されていない
じゃないですか、これおかしいですよ、と今だから言えるんですけど、それ
ぞれの項目の所に、弁護活動の目的・効果というふうにかかせていただいたの
は、当時そんなふうにもそもそも言えるかという問題もあったし、言えなかった
部分もありました。言えるかという問題もあるし、言ってどうかなるかという
問題もあるんですね。

訴訟活動をする上で違法収集証拠であると色々言ってきました。それは最
終的に判決の時に裁判所のご判断をいただくという意味での目的はあるわけで

すけど、その当時身柄拘束に苦しんでいる方に対してはどうしたらいいんですか。さっき申し上げたアリバイのこと、アリバイの主張立証をするのはするんですね、今回もしましたけれども。じゃあいつするんだと、どういう段取りをした上でするんだということは、法律には書いてないというか、その場その場でほかの弁護士と協議して、そのご本人と協議して決めざるを得ない部分があります。

もっと簡単な事例で言うと、伝聞証拠は基本的には排除されてますので、自白調書は同意しなければ証拠にならないわけですね。もちろん322条の問題はありますけど。ほかの被告人との間では2号書面になるんでしょうけどね。そういう法律上の問題ありますけど、そもそも同意すれば証拠能力は付与されるわけですから、裁判所の目にさらされるわけですね。これ同意していいのかという問題があるわけですね。

自白をしている方の弁護人の立場で考えてみて下さい。何で自白しているんだっていうところまで、おそらく当時の弁護人は接見の時にお話をして、苦しい胸のうちを聞かれてると思います。自白せざるを得なかったんですね、おそらく。で、その理由の一つがやはり身柄拘束が長期に及んでいるということがあると思うんですね。そうすると、弁護人としてはその方の利益になるためには、同意して、裁判所にお取調べいただいて、罪証隠滅のおそれなし、と。同意すれば検察官が保釈に反対しないだろうという考えがあったとすれば、同意してもいいんじゃないだろうか、というお考えが大いにありうると思うんですね。

他方否認している弁護人の立場からするとどうでしょうかね。今回事件が無いわけですからね。無い事件について虚偽の自白調書に同意するとはどういうことかと。同意するということは裁判所に予断を与えることになりますね。同じ裁判体ですから、同じ裁判体である方の自白調書が上がっていれば、否認している人の公判廷においても、この人やってるんですよっていう頭で臨まれたら困るわけですね。理屈上は裁判所は真っ白で臨むっていう建前ですし、そうだと願いたいですがけれども、実際はそうじゃないわけですよ、見てしまうわけですから。そうすると、否認をしている方の弁護人としてはそれでいいのかという問題があるわけですね。それは一番大きな問題で、我々弁護人相互で、

どうやって裁判を進めていくかと協議する上でも意見が割れた問題でありました。これは、非常に大きい問題ですね、共犯事件の場合は。

それだけではなくて今回はアリバイがあったということが立証できたから良かったんですけど、当時はこれからアリバイについて主張立証しますということだから、保釈をするかということは保証の限りではなかったわけです。しかし長期身柄拘束をされている方からすれば、他の方たちが軒並み保釈で出ている中で、自分たちだけまだ出れないと、先生何してるんですかと、まあこうなるわけなんですね。率直な気持ちとして。だとすると、その方との関係でも、そういう事件は無かったと、会合にも行ったことはなかったし現金を配ったことはないということだけでも、残念だけど保釈を勝ち取るためには、虚偽の自白調書も同意しますかどうか、ということを考えざるを得ない時期もあった。その方に見てみたら本当に断腸の思いだったと思います。本人は身に覚えがなくて、いきなり逮捕されている。お前金配つただろうということですとガンガン取り調られていて、しかも貰ったとされている人で残念ながら自白を強いられてしまった方は外に出ているわけですね。それで自分だけ何でこんなに長期間身柄を拘束されているんですかと、非常に、我々に対してもそうでしたでしょうし、刑事司法全体に対して非常な憤懣というか怒りを抱いておられました。

このように、場面場面でその依頼者の方の話を聞いて、その話をベースとして我々は活動せざるを得ないわけですがけれども、共犯者がいる場合に、その共犯者との平仄を合わせる必要があるのかどうかとか、合わせるとしてどの段階で合わせたらいいのかとか、非常に悩ましい問題が多かったと思います。

この事件は人質司法の典型でもあり、捜査にも問題があったのではないかとされる事件でありまして、最高検察庁が、捜査公判活動の問題点について、という異例の文書を作る事件でありました。その中で、今回は証拠構造に照らすと、自白をしてしまった方の自白調書が相互にもたれかかっている、まあこれが立証のカギであるということをも前提とした上で、そうだとすれば供述の信用性の吟味がちょっと足りなかったんじゃないかと言うことの検討を迫る内容の報告書となっています。

皆さんが勉強する中で、自白の信用性を検討するメルクマールは何かなど、

検討されたことがあると思うんですけど、この事件でもそこに書いてある内容がそのまま「捜査公判活動の問題点について」という最高検察庁が作った文書の中に書いてあります。供述内容の自然さ合理性、これは供述内容の真実性を判断する上で検討しなければならぬ事項だと。供述の内容、これは自白供述を前提にして考えていただければいいと思うんですけど、今回の4回の会合があつてお金が配られて貰いましたっていう内容の自白の調書なんですけどね、その供述の信用性を判断する上で、供述が自然なのかどうか、合理性があるのかどうか、当然検討しなければならない問題とされているわけですけど、これ若干疑問でしたねっていうような捜査報告書になっているわけです。

最初に申し上げた公訴事実4つ挙げまして、この中には実際に貰った人の名前が書いていないのでピンとこなかったかもしれないけれども、この4回の会合でお金を貰った人たちってほとんど同じなんです。従って1回の会合について配られたお金が多額である、それから4回もほぼ同じ顔ぶれの方に何回もお金を配っているわけですね。これ、おかしいとしか言いようがないと思うんですけどね。それは、ようやく、という言葉がぴったりだと思うんですけど、捜査公判活動の問題点、というところでようやく指摘されていますね。もちろん刑事事件の無罪判決の中でも指摘されているところであります。ただ今更言つて貰っても困るんですね、我々としては、弁護活動をしてその公判の中で何度となく言っているわけですね。言うことは言うんですけど、言うという弁護活動がどういう効果があるのかっていうことも考えざるを得ないわけですね。最終的にこういう形で、判決でも認定されて検察庁も反省しましたっていうことで、我々の主張が通りましたねっていうことでは自己満足の世界ですよ。

当時、何でこういうことを我々弁護士が言ったにも拘らず、訴訟手続きの中でその時に、もしくは言うってからそう時期の離れていない時期に対応できないのかという問題点もあるんじゃないかなと。これだけじゃないですね。供述内容の自然さ・合理性に検討の余地があるというだけじゃないです。供述の変遷が著しいっていうことも裁判所でも認められております。特にこの事件の中心者とされたしまった方については否認と自白を何度も繰り返しています。その方の心の葛藤がよく分かるんですね。それで、例えばこれは321条1項2号書面の取調べ請求の時に、もしくは322条の取調べ請求の時に、取調べ請求する

調書を特定した上で請求するわけですから、供述の全体というのはそこで分かるわけですね。判決で指摘されるまでなぜこれに対して、検察庁ももちろんですけど、裁判所も何もできないんでしょうかっていうことですね。

ちなみに2号書面の請求や322条の取調べ請求はすべて証拠採用されています。我々は反対しましたけれど。却下を求めると言いましたけれど、採用されてるんです。採用された上で信用性がないと。それでその理由は今言った以外にも2点あるんですけど、まあ色々おっしゃっているわけです。それはなかなか理屈で説明しづらいんじゃないかなと私個人は思っています。客観証拠による裏付けや客観証拠との整合性、これの検討を要するというふうに報告書ではなっています。例えば原資、買収されたとされるお金の出所についての客観証拠は皆無だったわけですね。じゃあ貰ったとされる側の、貰ったお金を何に使ったのかという用途についての証拠も乏しい。例えば、ガソリンを買いましたとか、パチンコしましたとか、別にお買収されなくてもすることですよ、それは。だからこの事件で貰った買収金の用途としてこういうものに支出しましたというのを裏付ける客観的な資料や裏付け、こういうものもどうだったんだろうかということも報告されています。でもこれは証拠請求する検察官も分かっているはずですね、こんなことは。プロなんだから。補充捜査をしてこういう証拠が出てきましたよとかっていうことじゃないんですよ。起訴した段階で、この事件の証拠構造は、自白した者たちの自白供述がそれぞれもたれかかっていると、これが主要な証拠であるという立場であったと思いますので、この点分かってたはずなんですよ、プロなんですから。

秘密の暴露も自白の信用性を検討する上では検討を要する事項として挙げられている。秘密の暴露、これも本件ではないというふうにされているわけですね。法律家でない刑事さんについて多くは要求できないと思いますけど、法律家である検事には無いことを分かっているんじゃないですかってことは言えると思うんですよ。体験供述が豊かなのかという点についても報告書では検討されていて、これも少ないというふうな報告が出ています。自白の信用性を判断する上で今言った点は、ものの本にはほとんど書いてあることですね。もしかしたらイロハのイなのかもしれない。それが軒並みないわけですね、今回。そういうものがいくつあっても信用できるはずはないんじゃないかなと個人的

には思うんですが、なぜか平成19年2月に判決が下るまでこうなってしまったわけですね。

我々弁護士としてどうしたらもうちょっと早くできたのかというのは、やっぱり我々も検討課題として考えていけないと思ってます。どんなに信用できない、信用性に疑いのある自白があったとしても、それを元に起訴されてしまったらこうになってしまうということなんですね。濡れ衣を着せられても395日入って下さい、そういうことなんだろうかということは、我々も工夫の仕方をこれからずっと考えていかなければいけないと思いました。

○終わりに

まとまらない話になってしまいましたけれども、勉強してそこで学んだことを即そのまま実務で目に見える形で出すことができるのかということを考えた時に、この事件については、裁判所に文書を出すとか書類作成の面ではそうでしょうと言えます。しかしまずスタートはご本人と会って話をするものであります。今回の場合は関係者も多く、弁護士との間をどうしたらいいのかという問題もありましたし、そもそも厳しい取調べにさらされている方とその方の言い分を貫き通すために援助ができる位に信頼関係を継続していくのは、皆さん苦勞されていました。場所も遠かったんですね、志布志ですから。ですので、黙秘権がありますよとか、やってないんですからその通り言いましょう、そういうふうに言うのは正しいし間違いはないんですけど、それだけではなかなかこの事件は処理ができなかったと、大きな問題をいくつも提起させていただいた事件でした。

ですからみなさんにおかれましては、厳しい受験時代を苦しみながら頑張っていたことこそが、次元は違うんでしょうけれども、同じく苦しい立場にある被疑者・被告人の方と信頼関係を作っていく上で非常に財産になると間違いないと、僕は思っています。やっぱり苦勞しない方は共感ができないと思いますね。それは言葉の端々に出てきて、聞く人をしてこの人はどういう人なのかということを感じさせる言葉の重要性というのがあると思います。ですので皆さんまだまだこれから厳しい道のりが続きますけれども、その道のりを頑張って結果を出された暁には、それが全て、少なくとも弁護士として依頼者と

話をする上で財産になるということは、間違いがないと私は信じています。ぜひ頑張って下さい。

以上で私の話を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

【質 疑】

米田：本木先生どうもありがとうございました。質問はありますか。

九州大学の学生：本木先生ありがとうございました。色々質問したいことがあるんですけど時間がありませんので一つに絞ります。それは弁護人の接見交通権についてなんですけれども、確か昨年度、志布志事件に関わられた弁護人の先生方が、接見交通権の侵害を理由に損害賠償請求して認められていますよね。本木先生はその原告には加わられたんですか。

本木：はい、なっていました。

九州大学の学生：では2点聞きたいんですけども。大まかで結構なんですけど、侵害の態様といいますか、接見交通権がどのように違法に侵害されたのかという部分と、損害賠償が認められた判決以降、現場の感触として、鹿児島県の警察の接見交通権に対する態度というものに変化があったのかという2点についてお聞きしたいんですけども。

本木：まず後ろの質問の、判決以降現場の対応の変化があったのかという点についてですけども、一応私が理解する限りでは、そういうことはなくなっているのかなという気がしています。というかこの事件の前にこういうことがあったということでもないと思うんですね、私の感覚としては。この事件に関して特にこういうことがされた、それでしかも、なんでこれがこんな大きな問題になったかという、先程も触れましたけど、刑事事件の裁判で証拠として出てきたんですね。つまり、表に出てきてしまったもんだから、これはどういうことかっていうことで大きな問題になった。

もしかしたら今までも水面下で、弁護人と何話したの、とか、あの弁護人を信用できるんですか、とか、弁護人との信頼関係に介入するような形での取調べはあったのかもしれないんですけども、この刑事事件の中で証拠請求してきたもんですから、それで明らかになったという面があります。したがって、この後やってないと思うんですけど、私としてはそういう感覚はないですが、

真相は闇の中ということだと思います。

第1点目、どういう侵害の態様でということですけども、この判決も結局事例判断みたいな判決で、先程ちょこっとお話ししましたが、弁護士が接見に行って、その後、直後の場合もありますが、少し時間がたった後に、その接見状況を聞き出してそれを調書化するという行為なんですけど、そのこと自体が、すなわち、接見状況を直後であれしばらく時間が空いた後であれ、取調べることで自体が秘密交通権の侵害である、つまり弁護活動に対する侵害であるというふうな判決は判断をされています。

それは、お分かりだと思うんですけど、接見は秘密交通権とされているのは、他に知られない、弁護士との信頼関係の下で何でも自由にお話ができる、そういう状況が保障されて初めて我々も弁護活動ができるんですね。我々も弁護活動ができるし、相手方も、弁護士の先生に言っても他に漏れない、簡単に言うと取調官に、警察にばれないという保障があって初めて何でも話せるわけなんですね。それを後から聞かれて明らかになってしまうんでは、結局話せなくなっちゃうんですね。実際そうなったんですね、この事件では。

要するに弁護士の先生には、私やってないんです、こう話したいんだけど、話したらこの後の取調べで、弁護士に何を言ったんだ、と、やってないと言いましたと言ったらまた怒られるわけですね。さっき俺の前でやったって言ったじゃないか、どういうことなんだ、っていう話になるわけです。そうするとその人は次弁護士が来てとも言えなくなっちゃうんですね。自分の気持ちを弁護士にぶつけることができなくなってしまう。ということで、特段の理由もないのに接見状況を聞くことで自体が違法であるということでした。

九州大学の学生：ありがとうございます。

米田：他の大学ありますか。

鹿児島大学の学生：鹿児島大学の前田です。本日は貴重なお話をありがとうございました。数々出てきたお話から質問させていただきたいんですけども、刑事訴訟法ですか、憲法31条の理念からすると、刑事訴訟というのは原則無罪の推定っていうのが働くと思うんですけど、実際上逮捕されて被疑者になった段階で、更に被告人になってしまうと、無罪推定のはずが逆に推定有罪の世の中の捉え方というものもあると思うんですね。

それは当然勾留されている被疑者・被告人にも伝わるわけで、自分がやってしまったんじゃないかって疑心暗鬼になるような、世の中が全部敵なんじゃないかと思うような被疑者・被告人を相手に、しかも特に否認事件の時には、その弁護っていうのは非常に厳しいというお話をされたと思うんですけど、志布志事件に限らず否認事件について弁護された時に、先程本木先生がおっしゃっていたように、無罪判決を勝ち取ったからこそ言えることがある、逆に、途中の段階では葛藤があつてとてもじゃないけれどもそういうことは声高に言えないことというのがあつたと思うので、その否認事件ならではの難しさっていうのがあると思うんですね。今までお話しいただいたことに尽きるとは思うんですけど、更に補足することがあるとすればお聞かせいただきたいなあ。

本木:そうですね、特に否認、ご本人が潔白であるとおっしゃっている事件は、その態度を前提とした捜査態勢、したがって取調べも厳しいものが予想されます。それから主任の検事の弁護人に対する態度も、自白事件なんかとは全然違ったものが予想されます。例えば今回の事件で申し上げると、私が、捜査段階だったと思うんですけど、捜査段階の面会に行く時に、そのご本人から宅下げを依頼されました。宅下げというのは、勾留中のご本人が持っている私物を外部の者にお渡しすることを宅下げと言っているんですけど、そういうことがあつたんですね。じゃあ分かりましたということで私が志布志に向かったことがありました。

それでその時に、当時の主任の検事だつたと思いましたが、当時接見禁止がついているわけですね、それで、宅下げをするということだけけれどもしないでくれという連絡が入りました。私が車を運転している途中ですけどね。車を止めて連絡をしたんですけど、しないでくれと。この時にどうするかっていうのはやっぱりその時に刑事訴訟の本を持ってないので、そこから事務所に戻ってまた調べるといふこともちょっと非現実的だと思うんです。我々としてはその場その場で信念のもとにやるしかないのかな、というのも感じた事件でした。

結局その時はやりとりとして、39条は弁護人を除いてますよねということをおっしゃって私は宅下げに行きました。ただ場合によっては、検事がそういうんだつたらやめとこうかな、というのも、もしかしらあつたかもしれない。そ

れは我々も弁護士であるとはいえ一市民でありますので、権力から言われるとちょっとビビるわけですよ。その時にどう行動するのかというのも信念のままにやるしかないという部分もあるんですよ。それは訴訟活動でもそうですよね。後から調べて理屈からしたら歯牙にもかかからない変な理屈かもしれないですね。だけどその場で考えて、その時の状況じゃこう言わないといけないと思った時に、自分の信念でバツといえるかどうかという、覚悟の問題なのかもしれないですけど、そういう面白さでもあるんじゃないですかね、弁護士の。そういう問題もありました。

結局、その宅下げの問題は、検事が、そしたら私の方で接見禁止の一部解除の書類を作りますからそれをお願いします、と言って、検事の方で何かやってみたいですけど。そこも理屈として、弁護士が接見禁止の時に宅下げを受ける際、接見禁止の一部解除を申し立てる必要があるのかどうかということも検討してもいいのかなあとと思います。検事はそういう立場だったんですね。接見禁止がある以上は弁護士が宅下げをする際には接見禁止の一部解除を申し上げないといけないんだ、そういう立場でした。私はそうじゃなくて、いやいや39条では弁護士を除いていますよねと、理屈から言ったら答えは出ると思うんですよ。でもそれはずっと後の先の話ですよ。その時にちょっと分かんないから止めとくか、ということになるのか、いやこういうふうになるはずだということで行動するのか、どう転ぶか分からないわけですけど、ただその場で判断を迫られることも否認事件の場合にはある気がします。以上です。

鹿児島大学の学生：ありがとうございました。

米田：では時間も過ぎましたのでこれで終わりたいと思います。本木先生どうもありがとうございました。

【解題】

この講演は、平成21年8月29日・30日に実施された、九州弁護士会連合会主催の夏期集中講座の一部である。この講座は、九州および沖縄にある法科大学院で学ぶ学生を対象として、九州・沖縄各県の弁護士会の集まりである九州弁護士会連合会が企画・実施したものであり、九州の弁護士会が全体となって、九州圏内の法科大学院生の教育および進路を支援しようという取り組みの一環

である。

今回の集中講座は次のようなプログラムで実施された。

○ 8月29日

10:00—12:00 法律の学び方～自学自修のための学修ポイント
宮城哲弁護士（沖縄県弁護士会）

13:00—14:30 医療訴訟実務
田村雅樹弁護士（福岡県弁護士会）、
小林洋二弁護士（福岡県弁護士会）

14:50—16:30 行政訴訟実務～なぜそういうことが問題になるのか
猿渡健司弁護士（熊本県弁護士会）

○ 8月30日

10:30—12:00 刑事弁護実務～志布志事件から見えた課題〔本稿〕
本木順也弁護士（鹿児島県弁護士会）

13:00—14:30 労働問題実務
熊谷善昭弁護士（福岡県弁護士会）、
光永亮央弁護士（福岡県弁護士会）

14:50—16:30 知財事件実務～知財事件の「立証方法」とは
田中雅敏弁護士（福岡県弁護士会）

会場は、鹿児島大学、九州大学、熊本大学、琉球大学の遠隔講義システムの
配備されている教室であり、九州・沖縄4大学法科大学院教育連携の下に接続
されている遠隔講義システムを用いて、各講演者が最寄り大学で行なう講演を
他の3大学の会場に向けて発信する形で行われた。本稿に収めたとおり、他の
大学からの質疑も可能であり、各講座において、活発な質疑応答が見られた。

（米田 憲市）